

佐世保市建設工事検査要領の一部を改正する要領（新旧対照表）

旧（現行）	新（案）
<p>（検査の依頼）</p> <p>第4条 監督員（規則第182条第2項の規定により定めた者をいう。以下同じ。）は、前条の検査を受けようするときは、次の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 完成検査については、工事成績評定書及び関係図書（設計図書、工事写真等）を添えて技術監理課長へ依頼するものとする。また、依頼にあたっては<u>請負者</u>からの完成届受理後遅滞無く行うものとする。</p> <p>(2) 出来形検査及び中間検査については、<u>所定の様式</u>により技術監理課長へ依頼するものとする。</p>	<p>（検査の依頼）</p> <p>第4条 監督員（規則第182条第2項の規定により定めた者をいう。以下同じ。）は、前条の検査を受けようするときは、次の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 完成検査については、工事成績評定書及び関係図書（設計図書、工事写真等）を添えて技術監理課長へ依頼するものとする。また、依頼にあたっては<u>受注者</u>からの完成届受理後遅滞無く行うものとする。</p> <p>(2) 出来形検査については、<u>請負工事の出来形検査依頼書（様式1）</u>により技術監理課長へ依頼するものとする。<u>また、依頼にあたっては受注者からの出来高検査願受理後遅滞無く行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>中間検査については、請負工事の中間検査（中間過程・部分使用）依頼書（様式2）により技術監理課長へ依頼するものとする。ただし、部分使用に係る中間検査については、技術監理課長が認めたものに限り監督員の確認に代えることができるものとする。</u></p> <p>(4) <u>技術監理課長は、依頼のあった完成検査、出来形検査及び中間検査について、担当する検査員を定めなければならない。</u></p>
<p>第5条 監督員及び<u>請負者</u>又は現場代理人は、検査に当り、次に掲げる準備をしなければならない。</p> <p>(1) 監督員が行う準備</p> <p>イ 契約書関係書類</p> <p>ロ その他参考となる資料</p>	<p>第5条 監督員及び<u>受注者</u>又は現場代理人は、検査に当り、次に掲げる準備をしなければならない。</p> <p>(1) 監督員が行う準備</p> <p>イ 契約書関係書類</p> <p>ロ その他参考となる資料</p>

旧（現行）	新（案）
<p>ハ 検査に必要な測器具</p> <p>(2) <u>請負者又は現場代理人が行う準備</u></p> <p>イ 工事の施工に関する記録その他の必要な資料</p> <p>ロ 設計図書で定めた検査に必要な措置</p> <p>ハ 検査に必要な人員、機器及び設備</p> <p>（出来形検査の報告）</p> <p>第11条 検査員は、出来形検査を行ったときは、<u>工事出来形検査報告書を作成して契約監理室長に提出するものとする。</u></p> <p>（中間検査報告）</p> <p>第12条 検査員は、中間検査を行ったときは、<u>中間検査調書を作成して技術監理課長に提出するものとする。</u></p>	<p>ハ 検査に必要な測器具</p> <p>(2) <u>受注者又は現場代理人が行う準備</u></p> <p>イ 工事の施工に関する記録その他の必要な資料</p> <p>ロ 設計図書で定めた検査に必要な措置</p> <p>ハ 検査に必要な人員、機器及び設備</p> <p>（出来形検査の報告）</p> <p>第11条 検査員は、出来形検査を行ったときは、<u>請負工事の出来形検査報告書（様式3）を技術監理課長に、工事出来高検査報告書を契約監理室長に、それぞれ作成し提出するものとする。</u></p> <p><u>2 技術監理課長は、前項の規定により報告書を受理したときは、それを審査し、出来形検査報告書（様式4）により工事主管課長に検査結果を回答するものとする。</u></p> <p>（中間検査の報告）</p> <p>第12条 検査員は、中間検査を行ったときは、<u>請負工事の中間検査（中間過程・部分使用）報告書（様式5）を作成して技術監理課長に提出するものとする。</u></p> <p><u>2 技術監理課長は、前項の規定により報告書を受理したときは、それを審査し、中間検査（中間過程・部分使用）報告書（様式6）により工事主管課長へ検査結果を回答するものとする。</u></p> <p><u>3 技術監理課長は、第4条第3号ただし書の規定により中間検査を監督員の確認に替えることを認めた場合は、請負工事の中間検査（部分使用）通知書（様式7）により工事主管課長に通知するものとする。</u></p> <p><u>4 監督員は、確認後に請負工事の中間検査（部分使用）確認書</u></p>

旧（現行）	新（案）
<p>（雑則） 第17条（略） 2 規則第3条第1号に掲げる部課以外の部課においては、第10条中「契約監理室長」とあるのは「<u>公営企業管理者</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>（様式8）を技術監理課長に提出するものとする。</u></p> <p>（雑則） 第17条（略） 2 規則第3条第1号に掲げる部課以外の部課においては、第10条及び第11条中「契約監理室長」とあるのは「<u>水道事業管理者及び下水道事業管理者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和2年2月1日から施行し、同日以後に行う工事の検査から適用する。</u></p>